

# 令和元年度 新任審判官研修 (令和元年7月29日(月))

## 資料目次

### 【国家公務員倫理法関係】

1	国家公務員倫理規程及び国税庁内規による利害関係者等との禁止行為等 (概要) ···	P. 1
2	審判所職員の利害関係等について ··· ··· ··· ··· ··· ··· ···	P. 2
3	国税庁職員の綱紀の保持に係る指針について (事務運営指針) ··· ··· ···	P. 3
4	倫理監督官の責務等に関する取扱いについて (決定) ··· ··· ···	P. 5
5	国税庁職員の金融取引等に係る取扱いについて (事務運営指針) ··· ··· ···	P. 8
6	財務省職員の金融取引等に係る綱紀の保持について ··· ··· ··· ···	P. 10
7	国税庁職員の金融取引等に係る取扱いについて (事務運営指針) 等による規制内容	P. 13
8	利害関係者等から金銭又は物品等を受領した場合の取扱いについて (事務運営指針)	P. 14

## 国家公務員倫理規程及び国税庁内規による利害関係者等との禁止行為等（概要）

行為の態様	相手方	利害関係者	利害関係者以外		左記以外の事業者等		
			私的関係	所掌事務に関する管内の納税義務者等又は全ての税理士			
貰曾与（金銭・物品・不動産） (令3条①1号)	×	【例外】 ・広く一般に配布される宣伝用物品や記念品 ・社交儀礼の範囲内の婚礼の祝儀又は香典（相手方と親族との関係において受け取るものに限る）	○ 疑左 惑記 やで 不 禁 信 止 を さ 招 れ く て お い そ る れ 行 が 為 な に い つ 場 い 合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	×	○ 【例外】 ・同左 ・社交儀礼の範囲内の婚礼の祝儀又は香典（すべて○）	○ 疑内 惑規 やで 不 禁 信 止 を さ 招 れ く て お い そ る れ 行 が 為 な に い つ 場 い 合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	○
貸付（金銭） (令3条①2号)	×	【例外】 ・一般顧客として銀行等から受ける融資	不 禁 信 止 を さ 招 れ く て お い そ る れ 行 が 為 な に い つ 場 い 合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	— （社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待又は財産上の利益供与の禁止。以下同じ。）	不 禁 信 止 を さ 招 れ く て お い そ る れ 行 が 為 な に い つ 場 い 合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	不 禁 信 止 を さ 招 れ く て お い そ る れ 行 が 為 な に い つ 場 い 合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	○
無償貸付（物品・不動産） (令3条①3号)	×	【例外】 ・職務で訪問した際の文房具等物品の使用	招 れ く て お い そ る れ 行 が 為 な に い つ 場 い 合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	—	—	招 れ く て お い そ る れ 行 が 為 な に い つ 場 い 合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	○
無償役務提供 (令3条①4号)	×	【例外】 ・職務で訪問した際の相当と認める範囲での自動車（日常的に利用しているもの）の便宜供与	招 れ く て お い そ る れ 行 が 為 な に い つ 場 い 合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	×	【例外】 ・同左	招 れ く て お い そ る れ 行 が 為 な に い つ 場 い 合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	○
未公開株式譲受（令3条①5号）	×	（有償・無償を問わず×）	な に い つ 場 い 合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	— （内規の規制に留意）	—	な に い つ 場 い 合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	○
供応接待 (酒食等のもてなし) (令3条①6号)	×	（自己負担の飲食は○）※ 【例外】 ・「相手負担」でも次の場合は○ 〔20人程度以上による立食パーティ等〕 〔会議における簡単な飲食物〕 〔会議その他の会合における茶菓〕 〔飲食に係る届出（10,000円超）〕 〔関係民間団体の届出〕 〔OB職員との会合届出〕	合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	×	（自己負担の飲食は○）※ 【例外】 ・同左	合 て に も 限 り 國 許 民 容 の	○ □ 飲食に係る届出 ⇒ 不要 ■ 関係民間団体の届出 ■ OB職員との会合届出
遊技・ゴルフ・旅行 (令3条①7・8号)	×	（自己負担でも×） 【例外】 ・公務のための旅行等	の	○ （相手負担の場合は×）	の	の	□ 飲食に係る届出 ⇒ 不要 ■ 関係民間団体の届出 ■ OB職員との会合届出
第三者に対し上記各行為をさせること (令3条①9号)	×			—		—	
安価で購入、貸付、役務提供等（令3条③）	×			—		—	
いわゆるつけ回し（令5条②）	×			×		×	
株式の取得に係る規制等							
・ 酒類行政に携わる職員の酒類業法人に係る株式取得の自粛				・ 管理職員の信用取引、短期売買、先物・オプション取引の原則禁止			
・ 局（所）調査課職員の、担当法人の株式売買を行った際の報告				・ 調査を担当した会社の株式売買の禁止			
講演等に係る夫見告（事前承認）							
・ 利害関係者からの依頼で報酬を受けて行う講演等				・ 利害関係者が否かに問わらず依頼を受けて行う講演等			
【報告のルール】贈与等報告：税・行（-）5級以上相当職員 贈与等額5,000円超 株取引等の報告：指定職員 前年の株取引状況 所得等報告：指定職員 前年1年間の所得等報告							
※ 公正な職務執行に対する国民の疑惑や不信を招かないよう厳に注意する。							

× 社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待又は財産上の利益の供与禁止

【凡例】

□ は内規による規制

審判所職員の利害関係等について

区分	国税庁職員↔納税者等	審判所職員↔審査請求人等	審判所職員↔原処分庁職員
利害関係者の範囲	<p>【国家公務員倫理規程第2条】</p> <p>【例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可等の相手方(例:酒類業の免許など)</li> <li>・立入検査の相手方(例:質問検査権の行使)</li> <li>・不利益処分の相手方(例:更正・決定処分など)</li> </ul> <p>【国税庁職員の職務にかかる倫理に関する訓令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者は、次の者以外の者。</li> <li>・各税法において、質問検査の対象となる事業者等及び特定個人のうち、質問検査を受けている者、質問検査を受けることが明らかである者、又は、質問検査を受けたが処分や指導等が終了していない者。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 調査先として選定された相手方及び調査終了後処分や指導等が終了していない相手方(調査に関係しない単なる管内納税者は該当しない)</li> </ul> </li> <li>・各税法における納税義務者等の代理人等として利害関係者となる税理士等のうち、書面の提出、申告書等への署名押印又は質問検査の際の立会い等で代理人等であることが明らかな者。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査請求をしている人及び審査請求をしている法人の役員等</li> <li>・審査請求人の代理人 (いずれも、審査請求をしてから裁決がなされるまでの間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原処分庁の調査担当者、調査担当者と同じ部門の者、担当統括官、担当副署長、署長など</li> <li>・原処分庁を指導する国税局の担当職員など (いずれも、審査請求をしてから裁決がなされるまでの間)</li> </ul>
利害関係者との関係	<p>【国家公務員倫理規程第3条】</p> <p>禁止行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。</li> <li>・金銭の貸付を受けること。</li> <li>・無償で物品又は不動産の貸付を受けること。</li> <li>・無償で役務の提供を受けること。</li> <li>・未公開株式を譲り受けること。</li> <li>・供応接待を受けること</li> <li>・共に遊戯又はゴルフをすること。</li> <li>・共に旅行をすること。</li> <li>・利害関係者をして、第三者に対し上記行為をさせること。</li> </ul> <p>(例外:国家公務員倫理規程第4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係)がある者であって、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に、利害関係人と上記行為を行うことができる。</li> </ul> <p>【国家公務員倫理規程第8条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利害関係者の負担によらないで、利害関係者と共に飲食をする場合で、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、原則として、あらかじめ倫理監督官に届け出なければならない。</li> </ul>	・同左	・同左
利害関係者以外との関係	<p>【国家公務員倫理規程第5条】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利害関係者に該当しない事業者であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。</li> <li>・自分が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかつた事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。</li> </ul>	・同左	・同左のほか、利害関係者以外の原処分庁職員との関係については、国民から不信や疑惑を招くことのないよう配意
その他	<p>【倫理監督官の資格等に関する取扱いについて(決定)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①関係民間団体等との会合、②各部局等の退職者等で組織する会の会合については、その都度、案内状等を添えて、倫理監督官等へ届け出、その指導に従うこと。</li> </ul> <p>【国税庁職員の綱紀の保持に係る指針について(事務運営指針)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管内の納税義務者等又はすべての税理士との間ににおいて行う行為のうち、以下に掲げるものは禁止する。</li> <li>・婚礼に伴う祝儀及び香典を除き、金銭又は物品の贈答を受けること。</li> <li>・無償で役務の提供を受けること。</li> <li>・職務として出席した会議における簡単な飲食や立食パーティーを除き、本来自らが負担すべき債務を負担させて飲食、旅行、ゴルフを行うこと。</li> <li>・禁止された行為以外においても、納税義務者等又は税理士との間ににおいて行う行為については、公正な職務執行に対する国民の疑惑や不信を招かないよう厳に注意すること。</li> </ul>	・同左	・同左

## 国税庁職員の綱紀の保持に係る指針について（事務運営指針）

（平成 14 年 8 月 21 日 官人 4-79）

最終改正 平成 25 年 12 月 19 日

標題のことについては、国税庁職員の綱紀の保持のため、下記のとおり定めたから、平成 14 年 9 月 1 日以降はこれによられたい。

### （趣旨）

この指針は、国税庁職員について、公正な職務執行に対する国民の疑惑や不信を招かないようするため、国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号。以下「法律」という。）及び国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号。以下「政令」という。）に定める禁止行為に加え、法律及び政令に定める利害関係者とならない者との間における一定の禁止行為を規定するものである。

### 記

## 第一 定義

この指針における用語の定義は、次に定めるところによる。

### 1 自らの所掌する事務に関する管内の納税義務者等

職員が職務として携わる政令第 2 条第 1 項各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者のうち、国税庁職員の職務に係る倫理に関する訓令（平成 12 年 3 月 24 日国税庁訓令特第 1 号）第 2 条第 1 項により、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者とされた者（源泉徴収等のみで課税関係が完結する者を除く。）をいう。

### 2 全ての税理士

税理士事務所の所在地にかかわらず、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 18 条に規定する登録を受けている者全てをいう。

### 3 私的な関係

政令第 4 条第 1 項に規定する私的な関係をいう。

## 第二 禁止行為

自らの所掌する事務に関する管内の納税義務者等又は全ての税理士との間において行う行為のうち、次に掲げる行為については、私的な関係にある場合を除き、禁止する。

なお、禁止された行為以外においても、納税義務者等又は税理士との間において行う行為については、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 99 条並びに政令第 1 条各号に掲げる倫理原則及び規準にのっとり、公正な職務執行に対する国民の疑惑や不信を招かないよう厳に注意されたい。

- 1 金銭又は物品（中元、歳暮を含む。宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものを除く。）の贈答を受けること。ただし、婚礼に伴う祝儀及び香典（通常一般的な社交の程度の範囲内のものに限る。）を除く。
- 2 無償で役務の提供（社会通念上無償で提供されることが妥当と考えられるものを除く。）を受けること。
- 3 本来自らが負担すべき債務を負担させて飲食、旅行、ゴルフを行うこと。ただし、職務として出席した会議における簡素な飲食や立食パーティーにおけるものを除く。

## 倫理監督官の責務等に関する取扱いについて（決定）

（平成12年3月27日）

一部改正 平成17年3月28日

一部改正 平成28年9月30日

国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下、「法律」という。）及び国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下、「政令」という。）に定める倫理監督官の責務等に関する取扱いについて、政令第15条第2項に基づき下記のとおり定める。

### 記

#### 第一 倫理の保持等のための指導・助言

1～4 （省略）

#### 第二 禁止行為から除かれる行為の取扱い

##### 1 一部飲食への届出の義務づけ

- (1) 職員は、以下の会合へ出席する場合には、その都度、案内状等を添えて適宜の様式により倫理監理官又は派遣倫理監理官に届け出、その指導に従うこととする。
  - ① 関係民間団体等との会合
  - ② 各部局等の退職者等で組織する会の会合
- (2) 上記(1)の届出は、出席者の代表者がまとめて行うことができる。
- (3) 各部局の長は、その所属職員が上記(1)の会合に職務上出席するため届出を行うにあたっては、会合出席の必要性等を十分に検討するとともに、必要な指導を行う。
- (4) 派遣倫理監理官が受理した上記(1)の届出については、一定期間ごとにその写しをまとめて国税局又は沖縄国税事務所の倫理監理官に送付することとする。

##### 2 政令第8条の倫理監督官への届出の取扱い

- (1) 政令第8条に定める倫理監督官へ届け出て利害関係者と共に飲食をしようとする職員は、別紙1「国家公務員倫理規程第8条に基づく飲食に関する届出書」により、別表1に定める職員の区分に従い、倫理監督官、倫理監督官代理、倫理監理官又は派遣倫理監理官（以下、「倫理監督官等」という。）に届け出、その指導に従うこととする。

なお、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたとき及び事前に届け出た内容と異なるときには、別紙2「国家公務員倫理規程第8条に基づく飲食に関する届出書（事後提出用）」により、事後において速やかに倫理監督官等に届け出なければならない。

- (2) 上記(1)の届出は、出席者の代表者がまとめて行うことができる。
- (3) 倫理監督官等は、会食の必要性等を精査するとともに、公正な職務執行に対する

国民の疑惑や不信を招くおそれがないか等について検討し、必要な指導を行う。

- (4) 倫理監理官又は派遣倫理監理官は上記(3)の判断に迷う場合は、必ず倫理監督官又は倫理監督官代理に相談し、その指示に従うこととする。

### 第三 講演等に関する規制

- 1 職員が、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて政令第9条に掲げる講演、講習における指導、著述、監修等（以下「講演等」）を行う場合、及び利害関係者が否かにかかわらず職務に関係がある事項について公務外で報酬を受けて講演等を行う場合は、政令第9条の規定にかかわらず、倫理監督官の承認を得なければならないこととする。
- 2 上記1の倫理監督官の承認は、別表2に定める職員の区分に従い、倫理監督官、倫理監督官代理又は倫理監理官が行うこととする。
- 3 その他上記承認に関する具体的手続きについては、執筆等に係る報酬の受領について国税庁長官が定める平成11年11月29日付官総1-64ほか1課共同「職員の出版物等に対する執筆及び税に関する説明会等に対する出席の申請及び承認について」（事務運営指針）によることとする。

### 第四 (省略)

別表1（政令第8条に係る飲食の届出）

所 属		職 員	届 出 先
局（事務所）		局長（所長） 部次長級の職員 その他職員	倫理監督官（長官） 倫理監督官代理（局長、所長） 倫理監理官（総務部長、次長（総務担当））
署		署長、副署長 その他職員	倫理監理官（総務部長、次長（総務担当）） 派遣倫理監理官（署長）
審 判	本部	所長、次長 部長審判官、総括審判官 その他職員	倫理監督官（長官） 倫理監督官代理（次長） 倫理監理官（管理室長）
	支部 沖縄支所	所長 部長審判官以上の職員 その他職員 所長 国税審判官（管理担当） その他職員	倫理監督官代理（次長） 倫理監督官代理（所長） 倫理監理官（管理課長） 倫理監督官代理（次長） 倫理監督官代理（所長） 倫理監理官（国税審判官（管理担当））

別表2 (講演等に係る報酬受領の許可)

所 属		職 員	承 認 を 行 う 者
局 (事務所)		局長 (所長) 部次長級の職員 その他職員	倫理監督官 (長官) 倫理監督官代理 (局長、所長) 倫理監理官 (総務部長、次長 (総務担当))
署		全職員	倫理監理官 (総務部長、次長 (総務担当))
審 判	本部	所長、次長 部長審判官、総括審判官 その他職員	倫理監督官 (長官) 倫理監督官代理 (次長) 倫理監理官 (管理室長)
	支部 沖縄支所	所長 部長審判官以上の職員 その他職員 所長 国税審判官 (管理担当) その他職員	倫理監督官代理 (次長) 倫理監督官代理 (所長) 倫理監理官 (管理課長) 倫理監督官代理 (次長) 倫理監督官代理 (所長) 倫理監理官 (国税審判官 (管理担当))

## 国税庁職員の金融取引等に係る取扱いについて（事務運営指針）

（平成21.12.17 官人4-117号）

標題のことについては、平成21年10月1日付（財）秘第4357号「財務省職員の金融取引等に係る綱紀の保持について」（以下「財務省規程」という。）に定めるもののほか、下記のとおり定めたので、貴管下職員に財務省規程及び本事務運営指針の内容の周知を図るとともに、平成22年1月1日以降はこれらにより取り扱われたい。

なお、平成12年4月19日付官人4-35「国税庁職員の株式取引に関する取扱いについて」（事務運営指針）は、平成22年1月1日をもって廃止する。

### 記

#### （趣旨）

税務行政に係る職務の遂行を通じて接する秘密の保持及び職務の公正性に対する信頼を確保する観点から、職員の金融取引等に関する取扱いを定めたものである。

#### 1 全職員に係る規制

国税庁職員は、職務上知ることができた秘密を利用した金融取引等（財務省規程3(1)に規定する金融取引等をいう。以下同じ。）の厳禁等を規定した財務省規程を遵守するとともに、国民から疑惑や不信を招くことのないよう、例えば税務調査等を担当し、又はその際に情報を把握するなど、職務上の関わりがあった法人に係る株式等（財務省規程3(2)に規定する株式等をいう。以下同じ。）の取引を行うことは厳に慎むこととする。

#### 2 酒類行政に携わる職員に係る規制

酒類行政に携わる職員は、財務省規程3(2)に基づき、やむを得ない事情がある場合を除き、自己又は他人の名義により、主として酒類の製造業又は販売業（以下「酒類業」という。）を行う管内の法人（国税庁職員にあっては、酒類業を行うすべての法人）の株式等の取得又は処分を行ってはならない。また、当該職員に異動があった後1年間は同様に取り扱うものとする。

なお、やむを得ない事情により当該取引を行った場合には、その内容を任命権者に報告するものとする。

### 3 調査部（課）職員に係る規制

- (1) 国税局（所）調査（第一～第四・査察）部（課）の課・部門等に所属する職員（調査管理課長及び調査総括課長並びに調査査察部にあっては査察事務に従事する職員を除く。）

国税局（沖縄国税事務所を含む。）調査部（課）の課・部門等に所属する職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、自己又は他人の名義により、その所属する課・部門等が担当する法人に係る株式等の取得又は処分を行ってはならない。また、当該職員に異動があった場合又は当該課・部門等がその法人を担当しないこととなった場合には、その後1年間は同様に取り扱うものとする。

なお、やむを得ない事情により当該取引を行った場合には、その内容を任命権者に報告するものとする。

- (2) 国税局調査部に所属する部長、次長、国際監理官、調査管理課長及び調査総括課長

国税局調査部に所属する部長、次長、国際監理官、調査管理課長及び調査総括課長は、やむを得ない事情がある場合を除き、自己又は他人の名義により、当該職員が所属する部が担当する法人の株式等の取得又は処分を行ってはならない。また、当該職員に異動があった場合又は当該部がその法人を担当しないこととなった場合には、その後1年間は同様に取り扱うものとする。

なお、やむを得ない事情により当該取引を行った場合には、その内容を任命権者に報告するものとする。

### 4 任命権者に対する報告

上記2及び上記3に規定する報告並びに財務省規程3(8)の規定により財務省規程3(3)の取引を行った場合の報告は、毎年1月から12月までの取引の実績について、翌年の3月31日までに別紙により行うものとする。

### 5 その他

平成21年12月31日以前の取引については、なお、「国税庁職員の株式取引に関する取扱いについて」（事務運営指針）によることとする。

ただし、任命権者への報告期限については、上記4の規定によることとする。

## 財務省職員の金融取引等に係る綱紀の保持について

(平成21.10.1 (財)秘第4357号)

財務省職員の綱紀については、かねてから国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）等に従い、その厳正な保持に努めてきたところであるが、財務省所管行政に係る職務の遂行を通じて接する秘密の保持及び職務の公正性に対する信頼を確保する観点から、以下のことにつき貴管下職員にその内容の徹底を図られたい。

1. 有価証券の投資判断に影響を及ぼすべき情報に容易に接近しうる立場にある会社の役員等が、一定の未公表の重要事実（決算情報等法定された法人関係情報）を知りながら当該会社の有価証券取引を行うことは、いわゆる「インサイダー取引」として金融商品取引法（昭和23年法律第25号）において禁止されている。

このようなインサイダー取引規制は、上場会社等の役職員等の他、上場会社等に対し法令に基づく権限を有する公務員にも適用されることは言うまでもない。

また、これらの者から未公表の重要事実の伝達を受けた者も、同様に同規制の対象となる。

いやしくも公務員である職員は、このようなインサイダー取引規制に抵触することのないよう留意する必要がある。

2. また、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）第3条第1項第5号において、職員は、利害関係者から未公開株式を譲り受けることが禁止されている。

加えて、職員は、いわゆる私募ファンド（金融商品取引法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利であって、同条第3項に規定する有価証券の私募が行われたものをいう。）の取引は行ってはならない。

3. 更に、いやしくも公務員、特に財政をはじめとする重要政策を所掌する財務省職員として公正な職務の遂行に疑惑を抱かれるこのないようにしなければならないことは言うまでもなく、その見地から、上記の適用に加えて、次のような対応を求めるものとする。

(1) 職員は、自己又は他人の名義により、職務上知ることができた秘密を利用した金融取引等を厳に行ってはならない。

金融取引等とは、次に掲げる行為をいう。

## 国税庁職員の金融取引等に係る取扱いについて（事務運営指針）等による規制内容

職員の範囲等		禁止事項及び報告内容等		根拠	
全職員		<p>一定の未公表の重要事実（決算情報等法定された法人関係情報）を知りながら行う、当該会社の有価証券取引（インサイダー取引）の禁止</p> <p>利害関係者からの未公開株式譲受けの禁止</p> <p>いわゆる「私募ファンド」の取引の禁止</p> <p>自己又は他人の名義による、職務上知ることができた秘密を利用した金融取引等の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 預貯金の預入れ又は引出し（解約に伴う引出しを含む。）</li> <li>○ 有価証券等<sup>*1</sup>の取得又は処分</li> <li>○ 有価証券等、通貨もしくは金利に係るデリバティブ取引<sup>*2</sup>又はこれに類する取引</li> <li>○ 商品先物取引</li> <li>○ 投資性の強い保険契約の締結、解除又は内容の変更</li> <li>○ 不動産の取得又は処分</li> </ul> <p>税務調査等を担当し、又はその際に情報を把握するなど、職務上の関わりがあった法人に係る株式等<sup>*3</sup>の取引を厳に慎む</p>		財務省規程1 財務省規程2 (倫理規程3条1項5号) 財務省規程2 財務省規程3 国税庁指針1	
本省 管理職職員	本庁	課長相当職以上（企画官以上）		財務省規程3(3)	
	税大本校	校長、副校長、総務課長、教務課長			
	審判本部	所長、次長、部長審判官、管理室長			
酒類行政に 携わる職員	本庁	長官、次長、審議官（酒類担当）、課税部長、酒税課職員、鑑定企画官室職員	主として酒類業を行う全ての法人	国税庁指針2 (財務省規程3(2))	
	国税局（所）	局長（事務所長）、課税（二）部長、同次長（酒類担当）、酒類監理官、酒税課職員、酒類業調整官（付職員）、調査部門（酒税担当）職員、鑑定官室職員	管内の主として酒類業を行う法人（管内に製造場又は販売場を有する法人を含む。）		
	税務署	署長、副署長（酒類担当）、酒類指導官			
調査部 職員（課）	国税局（所）	調査（第一～第四・査察）部長、同次長、国際監理官、調査管理課長、調査総括課長	当該部が担当する法人	国税庁指針3 (財務省規程4)	
		調査部（課）職員（上記を除く。）	当該課・部門等が担当する法人		

※1 「有価証券等」とは、金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

※2 「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。

※3 「株式等」とは、株式、新株引受権、新株予約権、新株予約権付社債、社債、金融債（預金保険の対象となるものを除く。）をいう。

※4 「やむを得ない事情による取引」とは、相続による取得、教育・医療資金、生活費、居住用不動産の取得、租税公課の支払などのための取引をいう。

- ① 預貯金の預入れ又は引出し（解約に伴う引出しを含む。）
  - ② 有価証券等（金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）の取得又は処分
  - ③ 有価証券等、通貨もしくは金利に係るデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。）又はこれに類似する取引
  - ④ 商品先物取引
  - ⑤ 投資性の強い保険契約（有価証券等もしくは通貨の価格又は金利の変動により、保険金、返戻金その他の給付金の合計額が変動する保険契約をいう。以下同じ。）の締結、解除又は内容の変更
  - ⑥ 不動産の取得又は処分
- (2) 職員は、自己又は他人の名義により、自らが所属する部局所管の法人の株式等（株式、新株引受権、新株予約権、新株予約権付社債、社債及び金融債（金融債にあっては預金保険の対象となるものを除く。）をいう。以下同じ。）の取得又は処分を行ってはならない。なお、当該職員に異動があった後1年間は同様に取り扱うものとする。
- (3) 本省庁の管理職職員は、自己又は他人の名義により、以下の取引を行ってはならない。
- ① 株式等の短期売買（株式等の取得の後6か月以内における当該株式等と同銘柄の株式等の処分又は株式等の処分の後6か月以内における当該株式等と同銘柄の株式等の取得をいう。）
  - ② 株式等の信用取引
  - ③ 株式等に係るデリバティブ取引又はこれに類似する取引
- (4) 外国為替相場の決定等に関する事務に携わる職員は、自己又は他人の名義により、以下の取引を行ってはならない。なお、当該職員に異動があった後1年間は同様に取り扱うものとする。
- ① 外国通貨で表示される有価証券等の取得又は処分
  - ② 外国通貨で表示される有価証券等もしくは通貨に係るデリバティブ取引又はこれに類似する取引
  - ③ 投資性の強い保険契約（通貨の価格の変動により、保険金、返戻金その他の給付金の合計額が変動するものに限る。）の締結、解除又は内容の変更
- (5) 国債に関する事務に携わる職員は、自己又は他人の名義により、以下の取引を行ってはならない。なお、当該職員に異動があった後1年間は同様に取り扱うものとする。
- ① 国債（個人向け国債を除く。）の取得又は処分
  - ② 国債（個人向け国債を除く。）に係るデリバティブ取引又はこれに類似する取引

(6) 政府保有の株式等の売却に関する事務に携わる職員は、自己又は他人の名義により、以下の取引を行ってはならない。ただし、当該政府が保有する株式等の数が、法律で定められた政府保有義務の範囲を超えない場合は、この限りでない。なお、当該職員に異動があった後1年間は同様に取り扱うものとする。

① 政府が保有する株式等の取得又は処分

② 政府が保有する株式等に係るデリバティブ取引又はこれに類似する取引

(7) 外国為替相場の決定等に関する事務に携わる職員及び国債に関する事務に携わる職員は、(4)又は(5)に該当しない場合であっても、自己又は他人の名義により短期売買等を行うことを自粛するものとする。なお、当該職員に異動があった後1年間は同様に取り扱うものとする。

短期売買等とは、次に掲げる行為をいう。

① 有価証券等の短期売買（有価証券等の取得の後6か月以内における当該有価証券等と同銘柄の有価証券等の処分又は有価証券等の処分の後6か月以内における当該有価証券等と同銘柄の有価証券等の取得（個人向け国債、マネー・リザーブ・ファンド（MR F）、元本の補填の契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）の受益権及び預金保険の対象となる金融債の取得及び処分を除く。）をいう。）

② 有価証券等の信用取引

③ 有価証券等、通貨もしくは金利に係るデリバティブ取引又はこれに類似する取引

④ 商品先物取引

⑤ 投資性の強い保険契約の締結、解除又は内容の変更

(8) (2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)の取引については、上記の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、これを行うことができるものとする。

その場合には、その内容を任命権者に報告するものとする。

(9) 前号の報告は、毎年1月から12月までの取引の実績について、翌年の3月1日から同月31日までに別紙により行うものとする。

4. なお、各部局においては、必要に応じその職務の特殊性を考慮した所要の措置を講ずるものとする。

5. 以上については、平成22年1月1日より適用することとし、平成21年12月31日以前については、なお「財務省職員の株式取引に係る綱紀の保持について」（平成7年9月28日（蔵）秘第3884号）によることとする。

「財務省職員の株式取引に係る綱紀の保持について」は、平成22年1月1日をもって廃止する。

利害関係者等から金銭又は物品等を受領した場合の  
取扱いについて（事務運営指針）

（平成14年1月11日 官人4-2ほか2課共同）

標題のことについて、庁内各課（室）に別紙「金銭又は物品等の返戻事績簿」を備え付けの上、下記のとおり取り扱うこととしたので、貴局（校・所）においても、これに準じて必要な措置を講じられたい。

記

国家公務員倫理規程第3条第1項第1号の規定により、「利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。」は禁止行為に該当することから、金銭又は物品等を直接差し出された場合は、その場で返戻する必要がある。

また、金銭又は物品等が送付されてきた等の理由により受領してしまった場合についても、速やかに返戻する必要があることから、受領してから3日以内に総務課文書係に持ち込み、返戻手続を行うとともに、別紙「金銭又は物品等返戻事績簿」を確実に記載した上で、返戻の際の発送票を複写し、同事績簿に添付しておくこととする（3日を超えた場合には、各部課室の責任において返戻すること。）。

なお、利害関係者以外の者から金銭又は物品等を受領した際も、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると思料される場合は、利害関係者の場合と同様の取扱いとなるので留意されたい。